

介護等のため反復継続的に来島する場合

対馬市にお住まいの介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方の介護のために、年間を通じて複数回、対馬市に来訪される親族の方も有人国境離島法に基づき、準国境離島島民カードの交付を受け、航路・航空路の運賃割引が受けられます。

《準島民の対象となる方》

○要介護認定等の対馬市民を介護するために、対馬市に反復継続的に来訪する親族
この親族とは、要介護認定等を受けている方の配偶者、父母、子、子の配偶者、孫、祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母を指します。

1. カードの有効期限について

発行日から1年間。(ただし、介護保険被保険者証の有効期間が1年未満の場合は、被保険者証の有効期限まで)

2. 来訪回数について

有効期限が1年間の場合、6回(往復)以上。(2か月に1回程度、介護のために来訪していただく必要があります。)

・新規の場合：申請時に来訪計画

・更新の場合：実績確認として、本カードを用いて乗船・搭乗した際の領収書等の提示が必要。
(回数が満たない場合は、更新ができません。)

※領収書への宛名・日付の記入は必須。宛名・日付の記入が無い領収書は受付不可。

3. カードの申請に必要な書類について(申請書に添付するもの)

【新規の場合】

(1)申請者の写真(縦3cm×横2.4cm)

※6か月以内に撮影したもので、正面・無帽・サングラスなし・マスクなし・無背景)

(2)現住所が確認できる身分証明書(個人番号カード、運転免許証、住民票など)写し可

(3)介護保険被保険者証の写し(認定期間内のもの)

(4)申請者が親族であることが確認できる公的機関が発行する書類(戸籍謄本等)

※発行日から6か月以内のもの

(5)代理申請をされる場合は、代理人の身分証明書

【更新の場合】

(1)上記【新規の場合】の(1)～(3)のもの

(2)実績確認として、本カードを用いて乗船・搭乗した際の領収書等

(3)代理申請をされる場合は、代理人の身分証明書